

## ひたちなか市地域防災計画（原子力災害対策計画編）における 主な修正事項について

### 1 防災業務関係者の被ばく限度に係る規定の追加

- 国の防災基本計画に、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る基準をあらかじめ定めることが規定された。
- 県では、令和6年3月に茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）を修正し、国の電離放射線障害防止規則を踏まえ、防災業務関係者の被ばく限度に係る規定を追加した。これを受けて、本市も同様に、当該規定を追加しようとするもの。

#### 【防災基本計画（抜粋）】

- ・ 国は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。
- ・ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、上述の基準を適用する。

#### 【原子力災害対策指針（抜粋）】

- ・ 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。
- ・ 指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とする。
- ・ 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考とする。

#### 【電離放射線障害防止規則（抜粋）】

- ・ （平時における被ばく限度）5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければならない。
- ・ （緊急作業時における被ばく限度）100mSvを超えないようにしなければならない。

### 2 その他記載の適正化

- 防災基本計画、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）及びひたちなか市屋内退避及び避難誘導計画に係る基本方針の表現と整合を図るため、規定を整理しようとするもの。